

高労発基 0624 第 2 号
令和 6 年 6 月 24 日

建設業労働災害防止協会高知県支部
支部長 國 藤 浩 史 殿

高知労働局長
(公印省略)

熱中症予防対策の徹底について（要請）

日頃より、労働行政の運営につきまして、格別の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策につきましては、令和 6 年 3 月 1 日付け高労発基 0301 第 3 号「令和 6 年『STOP！熱中症クールワークキャンペーン』の実施について」により関係者に対する周知をお願いしているところです。

県内では例年梅雨明け時期である 7 月以降に急に暑さが増すことから、暑さに対する体の対応の遅れなどにより、熱中症の発生が最も懸念される時期となっています。

昨层高知県下では、48 件の熱中症による労働災害(休業 4 日未満を含む)が発生しており、これら熱中症による労働災害を防止するためには、暑さ指数（WBGT）の把握や作業管理、健康管理等、キャンペーン期間中に実施すべき事項を確実に行うことが重要となっています。

つきましては、会員事業場に対し、改めて「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」について周知するとともに、熱中症予防対策の実施について、指導方よろしく願いいたします。